

山口県庁舎システム天井用照明器具選定 公募型プロポーザル説明書

山口県庁舎システム天井用照明器具選定に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続については、この説明書によるものとする。

1 事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名称 | 山口県庁舎システム天井用照明器具選定プロポーザル |
| (2) 対象機器 | システム天井用照明器具及び照度制御システム |
| (3) 想定台数 | システム天井用照明器具 5,100台
非常用照明器具 1,000台
調光制御用センサ 780台 |
| (4) 機器費の上限 | 281,500千円 |

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる(1)から(2)までの全ての要件に該当する者とする。

- (1) この手続の開始の公告日から特定通知の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 次のいずれかに記載されている製造者であること。
 - ・(一社)公共建築協会 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)令和6年版
 - ・山口県土木建築部建築指導課 電気設備機材等品質性能評価 電気設備機材等指定表

3 照明器具の選定条件

(1) 使用環境

周囲温度 : 5℃ ~ 35℃
周囲湿度 : 45% ~ 85%

(2) 指定性能

電源電圧 : AC200V±6%
色温度 : 昼白色(5,000K)
平均演色評価数 : 80以上
光束 : 6,500lm以上(5~100%連続調光型)
消費電力 : 46W以下
光束維持時間 : 40,000時間以上
適用規格 : JIS C 8105-3 照明器具-第3部 性能要求事項通則

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和6年11月5日(火)	第1回質問書提出期限
11月13日(水)	第2回質問書提出期限
11月27日(水)	技術提案書提出期限
12月下旬	特定通知
令和7年1月中旬	見積り切

5 手続等

この手続に関する事項は、以下のとおりとする。

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 設備管理班 (担当：山本^{やまもと}、山崎^{やまさき}、石村^{いしむら})

電話：083-933-2237 FAX：083-933-2309

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 関係資料の交付

①資料名

- ア 手続開始の公告の写し
- イ プロポーザル説明書
- ウ プロポーザル審査評価基準
- エ 庁舎平面図
- オ 既設器具・天井仕様図
- カ 調光制御システム図
- キ 機器費算定条件
- ク 質問書(様式1)
- ケ 誓約書(様式2)
- コ 技術提案書作成要領
- サ 技術提案書(様式3)

②交付期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月27日(水)まで

③交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

(URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/277049.html/>)

(3) 質問

①質問の方法

質問は業務内容質問書(様式1)をFAXにて受け付ける。

ただし、FAX送信後、(1)の担当部局担当者に着信確認のための電話連絡をすること。

なお、業務内容質問書には回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

②受付先 上記(1)に同じ

③受付期間

(第1回) 令和6年10月25日(金)から令和6年11月5日(火)午後5時まで(必着)

(第2回) 令和6年11月8日(金)から令和6年11月13日(水)午後5時まで(必着)

④回答の方法

下記の日程で質問者に対してFAXにて回答するとともに、全ての質問及び回答を山口県ホームページに掲載する。

(第1回) 令和6年11月8日(金)

(第2回) 令和6年11月15日(金)

(4) 誓約書及び技術提案書の提出

①提出期限 令和6年11月27日(水)午後5時(必着)

②提出場所 上記(1)に同じ

③提出方法 持参、郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

④提出様式 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/277049.html/>)

(5) プロポーザルの特定

①審査評価基準に基づいて技術提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定するが、最高得点者が2名以上いる場合は、技術提案書における見積価格が最も低い者を候補者とする。

②特定された場合であっても、本プロポーザルに関する契約締結は行わない。

③特定された場合は令和7～8年度に発注する山口県庁舎照明器具改修工事の図面に特定者及び器具型番を記載する。

④特定後の設計書記載単価の見積総額が技術提案書における見積価格を超過した場合には、特定を見送ることもある。

(6) 候補者特定のお知らせ

(5)において特定された候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

6 現地説明等

現地説明会は実施しない。

現地調査等を希望する場合は、5(1)の担当部局担当者に事前に連絡し了解を得ること。

7 審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. サウンディング調査への参加	山口県庁舎LED化工事に関するサウンディング型市場調査への参加	5点
2. 器具の性能	・ JIS C 8105-3 の適合 ・ 照明器具の省エネ性能	10点
3. 見積価格	見積書の価格	15点
4. 供給能力	機器の生産能力、機器の納入体制	10点
5. システム天井用照明器具	・ 器具の耐震性及び施工性 ・ LED モジュールの長寿命化 ・ 非常用照明の取り扱い	30点
6. 調光制御システム	・ 施工性 ・ システムの柔軟性 ・ システムの安定性	30点

8 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

職名	氏名	備考
総務部 管財課長	江崎 典司	委員長
総務部 管財課主査	藤田 基完	電気設備
総務部 防災危機管理課主査	弘重 隆	電気設備
土木建築部 建築指導課主幹	田村 昭広	電気設備
土木建築部 建築指導課主査	大田 尚美	電気設備

9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

10 設計に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した候補者を設計書記載単価見積書の徴収の相手方とする。ただし、機器仕様が決定しない場合及び見積書の総額が技術提案書における見積価格を超過した場合は、特定を見送り次点のものと協議を行う。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 技術提案書及び特定後の見積徴収における機器費の取り扱いについては、配布資料

の「機器費算定条件」によること。

(3) 関係資料を入手するための照会窓口は上記5(1)に同じとする。

(4) 無効となる技術提案書等

- ①提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦見積価格（消費税抜き）が上記1(4)に示した金額を超えるもの

(5) その他

- ①技術提案書等の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された技術提案書等は、候補者の特定以外、提出者に無断で使用しないものとする。
- ③技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、技術提案書等を無効とする。
- ④提出された書類は、候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑤提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥提出された技術提案書等は返却しない。
- ⑦提出された技術提案書は公正性、透明性又は客観性を期するために公表することがある。
- ⑧提示している台数は工事発注見込みであり、見込数に達しない場合でも異議なく製造すること。
- ⑨採用された器具については、製造者名および機器仕様、型番を令和7～8年度に発注する山口県庁舎照明器具改修工事の図面に記載する。
- ⑩技術提案書の作成のために発注者から提供した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することはできない。
- ⑪技術提案書等の提出は、製造者1者につき1案とする。